

内 部 部 局 の 長
 社会保険庁総務部総務課長 殿
 地 方 厚 生 局 の 長

大臣官房総務課長
 (公印省略)

厚生労働省文書決裁規程第4条に基づく専決事項について

厚生労働省文書決裁規程（平成13年厚生労働省訓第20号。以下「決裁規程」という。）第4条の規定に基づき、専決処理をすることができる事項（以下「専決事項」という。）及び専決処理をすることができる者（以下「専決者」という。）を次のとおり定め、平成13年1月6日から適用する。

(中略)

専決事項			専決者	合議者
事項分類	事項番号	事 項		
厚生 年金 保険 法 関 係	1	記録に関する事項	年金局事業企画課長	
	2	保険給付等の裁定、支給停止及び額の改定等に関する事項	年金局事業管理課長	
	3	基金又は連合会への情報の提供に関する事項	〃	
	4	権限委任した事務の全部又は一部を厚生労働大臣が自ら実施する場合に関する事項	〃	
	5	法第100条の5第1項の委任に関する事項	〃	
	6	介護保険法等の規定による情報提供に関する事項	年金局事業企画課長	
	7	基金の免除保険料率の決定及び通知に関する事項	年金局長	
	8	基金の設立の認可（あらかじめ事務次官の承認を受けた基準により行う認可を除く。）に関する事項	事務次官	
	9	基金の設立の認可（あらかじめ事務次官の認可を受けた基準により行う認可に限る。）に関する事項	年金局長	
	10	基金及び連合会の規約の変更の認可に関する事項で、重要なもの	〃	
	11	基金及び連合会の規約の変更の認可に関する事項（重要なものを除く。）	年金局企業年金国民年金基金課長又は大臣官房参事官（資金運用担当）	
	12	基金の合併及び分割の認可に関する事項	年金局長	

13	分割後の基金が承継する権利義務の限度の認可に関する事項	〃
14	基金間の権利義務の移転の申出及び承継の認可に関する事項	〃
15	基金の解散の認可及び承認に関する事項	年金局長
16	基金が解散した場合の清算人の選任に関する事項	〃
17	連合会が解散した場合の清算人の選任に関する事項	事務次官
18	解散した基金及び連合会等に対する改善命令に関する事項	〃
19	解散した基金及び連合会の清算人の改任命令及び解任に関する事項	〃
20	基金に対する連合会への加入命令に関する事項	〃
21	解散基金加入員に対する付加給付事業の認可に関する事項	年金局長
22	基金の指定及び健全化計画の承認に関する事項	年金局企業年金国民年金基金課長
23	基金及び連合会等に対する改善命令に関する事項	事務次官
24	基金及び連合会の規約の変更命令に関する事項	〃
25	基金及び連合会の役員の改任命令に関する事項	〃
26	基金及び連合会の役員の改任に関する事項	〃
27	基金の加入員の標準給与の基礎となる給与の範囲等の承認に関する事項	年金局長
28	基金の業務の一部を委託することができる法人の指定に関する事項	〃
29	連合会の予算の認可に関する事項	年金局企業年金国民年金基金課長
30	連合会の決算の承認に関する事項	年金局長
31	基金及び連合会の借入金の承認に関する事項	〃
32	基金の解散及び消滅に伴う財産の目録等の承認に関する事項	年金局企業年金国民年金基金課長
33	連合会の解散に伴う財産の目録の承認に関する事項	年金局長
34	基金の解散及び消滅に伴う決算報告書の承認に関する事項	年金局企業年金国民年金基金課長
35	連合会の解散に伴う決算報告書の承認に関する事項	年金局長
36	基金及び連合会の余裕金の運用方法の承認に関する事項	〃

37	年金数理人の資格の認定に関する事項	〃	
38	年金数理人名簿の作成に関する事項	〃	
39	連合会の年金経理から福祉施設経理又は業務経理への繰入れの承認に関する事項	〃	
40	附則第32条第1項の認可に関する事項	〃	
41	施行規則第88条の6第5項の電子情報処理組織を利用して報告する場合の方法に関する事項	年金局数理課長	

(中略)

専決事項			専決者	合議者
事項分類	事項番号	事項		
国民年金法関係	1	記録に関する事項	年金局事業企画課長	
	2	年金給付等の裁定、支給停止及び額の改定等に関する事項	年金局事業管理課長	
	3	統計調査に関する事項	年金局長	
	4	法第108条の4の勧告及び命令に関する事項	〃	
	5	権限委任した事務の全部又は一部を厚生労働大臣が自ら実施する場合に関する事項	年金局事業管理課長	
	6	法第109条の5第1項の委任に関する事項	〃	
	7	介護保険法等の規定による情報提供に関する事項	年金局事業企画課長	
	8	基金の設立の認可（あらかじめ事務次官の承認を受けた基準により行う認可を除く。）に関する事項	事務次官	
	9	基金の設立の認可（あらかじめ事務次官の認可を受けた基準により行う認可に限る。）に関する事項	年金局長	
	10	基金及び連合会の規約の変更の認可に関する事項で、重要なもの	〃	
	11	基金及び連合会の規約の変更の認可に関する事項（重要なものを除く。）	年金局企業年金国民年金基金課長又は大臣官房参事官（資金運用担当）	
	12	基金の解散の認可に関する事項	事務次官	
	13		年金局長	

14	基金が解散した場合の清算人の選任に関する事項	
15	連合会が解散した場合の清算人の選任に関する事項	事務次官
16	基金に対する連合会への加入命令に関する事項	〃
17	法第137条の15第2項ただし書の認可に関する事項	年金局長
18	基金及び連合会等に対する改善命令に関する事項	事務次官
19	基金及び連合会の規約の変更命令に関する事項	〃
20	基金及び連合会の役員等の改任命令に関する事項	〃
21	基金及び連合会の役員等の改任等に関する事項	〃
22	基金の業務の一部を委託することができる法人の指定に関する事項	年金局長
23	基金及び連合会の予算の認可に関する事項	年金局企業年金国民年金基金課長
24	連合会の決算の承認に関する事項	年金局長
25	基金及び連合会の借入金の承認に関する事項	〃
26	基金及び連合会の解散に伴う財産目録等の承認に関する事項	〃
27	基金及び連合会の解散に伴う決算報告書の承認に関する事項	〃
28	基金及び連合会の債権の放棄等の承認に関する事項	〃
29	基金及び連合会の資産の譲渡等の承認に関する事項	〃
30	基金及び連合会の余裕金の運用方法の承認に関する事項	〃
31	連合会の年金経理から事業経理又は業務経理への繰り入れの承認に関する事項	〃
	施行規則第82条の9第5項の電子情報処理組織を利用して報告する場合の方法に関する事項	年金局数理課長

(中略)

備考：専決者欄及び合議者欄に掲げる者の定義については、決裁規程第2条に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

庶務課長 大臣官房人事課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房地方課長、大臣官房国際課長、大臣官房厚生科学課長、各局の総務課長（社会・援護局にあっては、同局総務課長及び援護企画課長）及び各部の企画課長（食品安全部にあっては企画情報課長、安全衛生部にあっては計画課長、労災補償部にあっては労災管理課長）